

平成 30 年 6 月 5 日

各 位

カントリークラブグリーンバレイ

カントリークラブグリーンバレイ
会員入会促進キャンペーンの期間延長についてのお知らせ

当クラブ運営につきまして、日ごろからご協力ご支援を賜り、誠に感謝申し上げます。

平成 30 年 6 月 5 日開催の理事会におきまして、現在実施しており、平成 30 年 6 月 30 日までとしておりました「名義書換料を預り保証金（預託金）で充当できる会員入会促進キャンペーン」を 1 年間延長することを決定しましたのでお知らせいたします。

記

1. キャンペーンの実施期間

平成 30 年 7 月 1 日～平成 31 年 6 月 30 日まで（1 年間延長）

2. キャンペーンの内容

「名義書換料の預り保証金（預託金）充当制度の実施」

本制度は、名義書換料の支払において、譲り受けた会員権の「預り保証金（預託金）」額面より消費税分を除く名義書換料に充当できる制度です。

これにより、将来受け取る「預り保証金（預託金）」は減額されるものの、入会時の名義書換料のお支払負担を抑えることができます。

3. 対象会員権

個人正会員、個人平日会員、法人正会員、名誉シニア会員
（特別法人会員のみ除く）

4. 名義書換料に充当できる預り保証金の上限額

	個人正会員	個人平日会員	法人正会員	名誉シニア会員
通 常	300,000	150,000	600,000	150,000
相 続	150,000	75,000	-----	-----

※証券に記載されている預り保証金額面を超える金額を充当することはできません。

消費税は充当できませんので、入会者が負担することとなります。

（例）

預り保証金額面額 50 万円の会員権を取得し、個人正会員になる方が、名義書換料 30 万円を支払う際、預り保証金 50 万のうち 30 万円を前倒しで返還を受け、名義書換料の支払いに充当します。消費税については、別途、入会者にお支払いいただきます。なお、会員権は新たに発行しなおし、預り保証金の額面額は充当後の 20 万円となります。

<本件に関するお問い合わせ先>

カントリークラブグリーンバレイ 会員担当：森屋、近藤

T E L : 0551-22-3131

以上